

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 郵便等による投票に関する事項

- 一 郵便等による投票を行うことができる選挙人で自ら投票の記載をすることができない者として政令で定める者の郵便等による投票について、投票の記載を自書に代えて代筆により行うことができることとする。 (第四十九条関係)
- 二 詐偽の方法をもって郵便等による投票に係る証明をさせる行為についての罰則、代筆者の記載義務違反についての罰則その他所要の罰則を整備すること。 (第二百二十七条、第二百三十六條の二、第二百三十七條の二及び第二百五十五条関係)
- 三 その他所要の規定を整備すること。 (第二百六十三条、第二百七十条、第二百七十条の二及び第二百七十五条関係)

第二 施行期日等に関する事項

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。(附則第一条関係)

- 二 投票制度の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。 (附則第四条関係)
- 三 その他所要の規定を整備すること。 (附則第二条、第三条及び第五条から第九条まで関係)